チェックリスト判定基準表 (7-1)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために 本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表 (7-1)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業))

	評価項目		評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	A	В		
効率性	事業の経	の経済性・効率性		導入、資源の活用、共同工事等		
効		農業生産性の維持・向上	① 土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営 農に係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①経営体育成型、耕作放棄地型及び中山間地域型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型			
			①960千円/ha·年以上 ②880千円/ha·年以上	①960千円/ha·年未満 ②880千円/ha·年未満		
		密生産団地の指定作物の計画作付面積 中山間地域型				
		①5.9%未満 ②21 %未満				
		麦・大豆の生	水田における麦・大豆の作付率 (%) =水田における麦・大豆の計画作付面	積(ha)/受益面積(ha)×100		
			17%以上	17%未満		

	評価項目		評価指標及び判定基準			
大 中項目 小項目 A B		В				
効		続 的 構造の確立	農業経営基盤強化促進基本構想に定め	る。 基本構想に定める目標の達成 る。 い手への農地利用集積率が、市町村の る目標割合以上となる見込みがある。」 場合のうち、判定基準のB欄のアまた		
			ア 80%以上または、 イ 34%以上または、 ウ を満たす	ア 80%未満または、 イ 20%以上34%未満		
				「業の受益面積に占める、担い手の経営 「領に定める集積団地要件を満たす農用		
				80%以上	80%未満	
				③育成される農業生産法人への農地利 計画農地利用集積率	用集積	
			80%以上	80%未満		
					《畑地帯担い手育成型》及び《畑地帯 ①担い手等への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地 う 事業の受益農地面積(ha)×100 ①畑地帯担い手育成型(計画の農地利 ①畑地帯担い手支援型(現況の農地利 ③耕作放棄地型(現況の農地利用集積	也面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行 用集積率) 用集積率)
			①32%以上 ②53%以上 ③50%以上	①32%未満 ②53%未満 ③50%未満		
			面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延 ②作付率の増加ポイント(%)=計画作 ※耕地利用率においては、永年性作	三付率 (%) -現況作付率 (%) 物・牧草の作付面積を除いて算定 る水田主体地区は、耕地利用率を本地		
				①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント16%未満		

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha·年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの ①経営体育成型、耕作放棄地型及び中山間地域型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型		
			① 460千円/ha以上 ②1,750千円/ha以上	① 460千円/ha未満 ②1,750千円/ha未満	
		農業の高付加 価値化	○農業の高付加価値化 ①:地域において農業の高付加価値化 化、環境保全型農業等)が行われてい。 ②:地域において地域活性化に係る話へ A:2項目、B:1項目		
		環境機能の維持・増進	● ○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(景観・環境保全効果)(千円/ha・年) =(景観・環境保全効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①経営体育成型、耕作放棄地型及び中山間地域型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型 一:該当なし(効果算定を行わない地区)		
			① 16千円/ha以上 ②390千円/ha以上	① 16千円/ha未満 ②390千円/ha未満	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	 ①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「一」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) ① a:行っている b:検討中 c:行っていない ② a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③ a:図っている b:検討中 c:図っていない -:該当なし ④ a:調整済 b:調整中 c:未調整 -:該当なし 		

評価項目		 価項目	評価指標及	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
	環境への配慮	景観	点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) ① a:行っている b:検討中 c:行② a:踏まえている b:検討中 c:日③ a:図っている b:検討中 c:日	記慮 民の参加や地域住民との合意形成 目負担及びモニタリング体制等の調整状況 c:1点)の合計値により判断。 以下 、A:8点以上、B:5~7点、C:4 、A:6点、B:4~5点、C:3点以	
	関係計画	との連携	①都道府県や市町村が策定する農業振興	計画や農業振興地域整備計画等との整合	
性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域でいる ③人・農地プランが作成されているについて、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点以(3指標のうち1指標が「一」の場合は、点以下) ①a:図られている b:図られる見込み②a:位置づけられていない ー:該当な。 a:作成されている b:作成される。 a:作成されている b:作成される。 ョ 作成されている b:作成される。 ョ 作成されている b:作成される。 a:作成されている b:作成される。 a:作成されている b:年成されている。 b:生成、 . 1		c:1点)の合計値により判断。 以下 、A:5~6点、B:3~4点、C:2 みがある c:図られていない づけられる見込みがある			
		道路管理者、漁協等との着工前に重要な c:1点)の合計値により判断。 ー:該当なし A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 –:該当なし			
		②事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定 a:同意済み;受益者の大部分の同意が後 b:同意済み;受益者の2/3以上の同意が c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「②「議会の同意」とは3/1時点(想定)で a:内諾協議は了しており、事業推進に関 b:協議中	こ対する関係市町村の議会の同意 c:1点)の合計値により判断。 E)での同意状況 导られている ぶ得られている ご前」同意は得られている ごの同意状況		

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境	事業推進	体制	①事業推進協議会等の設立の有無 もし ②事業推進協議会等から着工要望の提出 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未 ②a:提出済 b:提出予定 c:未	、 c : 1 点)の合計値により判断。 設立
境等	維持管理	体制	 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:得られている b:調整中 c ②a:合意済 b:調整中 c 	:未調整
	営農支援	体制	受益農家、農協、普及センター等を含め 討)体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置	
	緊急性		携をとるため早急に事業を実施する必	と と と と と と と と と と と と が 高 い ら 、 を も の を ら と う と う と う と う ら う と う と う と う と う と

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(草地畜産基盤 整備事業))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・酪農及び肉用牛生産近代化計画(市町村計画)が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画が策定されていること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること。・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、 都道府県の技術指標に適合した技術であること。・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・ 協力体制が整っていること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0 (*事業効果指数≥1.0) であること。 ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること。 ・事業参加経営体(公共牧場を含む)の経営経費に占める飼料費 の割合の低減が見込まれること。
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと。(所得償還率が適正な水準であること) ・共同利用施設については、管理運営規程等が策定され(見込み含む)その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、 環境との調和に配慮した対策を行うものとなっていること。・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているととも に、たい肥の土地還元が図られるものとなっていること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(草地畜産基盤 整備事業))

評価項目		西項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目 小項目		A	В
効率性			められること。	
効		農業生産性の 維持・向上	○農業生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持 =(畜産物生産効果+品質向上効果+営 営農に係る走行経費節減効果)(千円) 【注;効果項目は年効果額:千円】	・向上による効果額 農経費節減効果+維持管理費節減効果+
			6. 2千円/頭·年以上	6.2千円/頭·年未満
		ネ続 的 構造の確立	○事業参加経営体に占める担い手農家 (=事業参加経営体のうちの担い手農家数 《公共牧場整備事業》○公共牧場利用経営体に占める担い手農 =公共牧場利用経営体のうちの担い手農 ×100	((戸) /事業参加経営体(戸)×100 全家(認定農業者等)の割合(%)
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農地の確保・ 有効利用	①担い手農家への飼料生産基盤の集積 ②基盤整備の実施により耕作放棄地の 確保を行うこと。 ③離農跡地・耕作放棄地等の活用が図 について、該当する項目の数により判断 A:2~3項目、B:1項目、-:該 《公共牧場整備事業》 ②及び③の評価指標について、該当する A:2項目、B:1項目、-:該当なし	発生を未然に防止し、飼料生産基盤の られること。 「。 当なし る項目の数により判断。
		地域経済への 波及効果	表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対果額(千円/頭・年) 益頭数(肥育豚換算:頭)×(産業連関 収益から現況粗収益を引いたもの
			16千円/頭·年以上 ————————————————————————————————————	16千円/頭·年未満
	-	能の持・増進	【注;畜産環境整備効果額を算定し	益頭数 (肥育豚換算:頭) 果額 (千円/頭・年) (千円) /受益頭数 (肥育豚換算:頭) ていなければ「-」該当なし】
			3.6千円/頭·年以上	3.6千円/頭·年未満

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態 ③生態系に配慮した計画について、地域 環境配慮対策工を行った施設等が機能 費用負担、モニタリング体制等の調整 について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点 ①a:行っている b:検討中 c:②a:踏まえている b:検討中 c:③a:図っている b:検討中 c:	住民の参加や地域住民との合意形成を十分に発揮するための維持管理、 状況 、 c : 1 点)の合計値により判断。 以下、一:該当なし 行っていない 踏まえていない 図っていない
		景観	査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観 ③景観に配慮した計画について、地域住	民の参加や地域住民との合意形成 用負担、モニタリング体制等の調整状況 、 c:1点)の合計値により判断。 以下、一:該当なし 行っていない 踏まえていない 図っていない
	関係計画との連携		善目標との整合性が図られていること ②事業を実施する飼料生産基盤に係る 農用地区域内であること。 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:図られている b:図られる見込	上地が、農業振興地域整備計画における 、 c:1点)の合計値により判断。
	関係機関との協議		な協議 (予備) が合意に達しているこ について、評価点 (a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下	抵当権等)の同意が得られることが確 道路管理者、漁協等との着工前に重要 と。 、 c:1点)の合計値により判断。 、 ー:該当なし は、A:6点、B:4~5点、C:3点 、 A:3点、B:2点、C:1点) 、 ー:該当なし 、 A:3点、B:2点、C:1点)

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等	業の実施環境等		①市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 ②補助残の融資について関係機関で調整が行われていること。 ③事業参加経営体(公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む。)の意向が十分反映された計画となっていること。について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 ①a:得られている b:得られる見込みがある c:得られていない ②a:調整済 b:調整中 c:未調整 ③a:計画となっている b:調整中 c:計画となっていない		
事業推進体制 ①事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されて②行政、農協等の担当部局が明確になっていること。 ③周辺住民の同意が得られていること。 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合語 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 ① a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ② a:明確になっている b:調整中 c:明確になっている。3 a:得られている。b:得られる見込みがある。c:得意		ていること。 、 c : 1 点) の合計値により判断。 立 c : 明確になっていない			
#持管理支援体制 ①草地、施設等に係る管理組織等が整備され ②普及指導センター、農協等が参画する営農 について、評価点(a:3点、b:2点、c A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:整備済 b:整備予定 c:未整備 ② a:整備済 b:整備予定 c:未整備 緊急性 飼料自給率の向上を図るため、早期に整備 A:該当あり、一:該当なし		②普及指導センター、農協等が参画する について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:整備済 b:整備予定 c:未整	営農支援体制が整備されていること。 、 c : 1 点)の合計値により判断。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		整備事業を実施する必要があること。			

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(7-3)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業), 農業水利施設保全合理化事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本 事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえていると ともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等) との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件 に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

農業水利施設保全合理化事業(水利用再編促進事業)において、項目3の判定基準は、「当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。」、項目4の判定基準は、「当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。」と読み替える。

(7-3)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業), 農業水利施設保全合理化事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	АВ	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術のについて該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
有 食 料 の 農業 生産性 の 対				・向上による効果額(千円/ha・年) 費節減効果+維持管理費節減効果+営農に
			560千円/ha·年以上	560千円/ha·年未満
		野菜・果樹の 産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定 (受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃 合(%) =計画作付面積(ha)/受益面積(ha)×100 	定作物の計画作付面積割合 密生産団地の指定作物の計画作付面積割 5.7%未満
		続 的 構造の確立	○認定農業者の割合(総農家当たり) 総農家数当たりの認定農業者の割合(=関係市町村の認定農業者数の計(人)/ 	%)
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付 ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯におけ 利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%)=作物の計画作付 ①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上)または、	けられている耕地利用率の向上、作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 頂作付率(%) -現況作付率(%) 物・牧草の作付面積を除いて算定る水田主体地区は、耕地利用率を本地延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100

評価項目		西項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効		農業生産基盤 の保全管理	 ○施設の更新等整備の緊急性 A:特に緊急に更新等の整備が必要 ・老朽化等の影響により、劣化の進行が顕著 ・過去に突発事故等が発生し、機能低下等が発生 ・ライフラインへの影響(水道との共用) 等 B:緊急に更新等の整備が必要 ー:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区) 		
戦略的な保全管理に ①既存施設の有効活 施設の劣化度合い ②機能保全コスト等 A:2項目、B:1			○戦略的な保全管理に向けた更新整備 戦略的な保全管理に向けた更新整備 ①既存施設の有効活用を図る観点か 施設の劣化度合いを調査している。 ②機能保全コスト等の比較・検討を A: 2項目、B: 1項目、 一:該当なし(施設の更新等整備を	計画の作成にあたっては、 ら、施設の機能診断等の実施により、 。 行っている。	
		地域経済への波及効果	への ○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の 列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いた		
			1,110千円/ha·年以上	1,110千円/ha·年未満	
地域用水機能の維持・増進、水資源の有効活用(快適性の向上) ○地域用水効果額(受益面積当たり地域用水効果を 受益面積当たり地域用水効果を 受益面積当たり地域用水効果を 一受益面を では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一		受益面積当たり地域用水効果額(千円) =地域用水効果(千円)/受益面積(ha)	/ha·年) - : 該当なし (効果算定を行わない地区)		
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0.8千円/ha·年以上	0.8千円/ha·年未満	
		再生可能エネ ルギーの導入	○小水力発電等の再生エネルギーの導 A:検討している、B:検討してい -:該当なし(対象施設がない地区)	ない、	
		環境機能の維持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) ア、イのいずれかにより判断する。 ア受益面積当たり環境関連効果額(景観 =景観・環境保全効果(千円)/受益面積 イ受益面積当たり環境関連効果額(水 =水源かん養効果(千円)/受益面積 【注;効果項目は年効果額:千円】 - ア 350千円/ha・年以上 イ 1,170千円/ha・年以上	(ha) 源かん養効果)(千円/ha・年)	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
	環の配慮の	生態系	負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、A:10点以上、B:7~9点、C:6点以(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) ① a:行っている b:検討中 c:役のa:踏まえている b:検討中 c:份の。a:図っている b:検討中 c:份の。	系配慮 住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、 c : 1 点)の合計値により判断。 以下 、 A : 8 点以上、 B : 5 ~ 7 点、 C : 4 、 A : 6 点、 B : 4 ~ 5 点、 C : 3 点以 行っていない 踏まえていない
		景観	点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) ① a:行っている b:検討中 c:行 ② a:踏まえている b:検討中 c:日 ③ a:図っている b:検討中 c:日	配慮 民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、c:1点)の合計値により判断。
	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興記②高生産性優良農業地域対策に基づく広場。 ③人・農地プランが作成されているについて、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点以①a:図られている b:図られる見込②a:図られている b:図られる見込③a:作成されている b:作成される	域農業農村整備促進計画との整合性 、 c : 1 点) の合計値により判断。 以下 みがある c : 図られていない みがある c : 図られていない
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)が合意に設 ②施設所有者、文化財管理者等関係者、 協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (2指標のうち1指標が「一」の場合は、 ① a:協議了 b:協議中 c:5 ② a:協議了 b:多くが協議中 c:5	道路管理者、漁協等との着工前に重要な 、c:1点)の合計値により判断。 、A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 -:該当なし

評価項目		五項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等	の 実 施 環 境		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①が「一:該当なし」の場合 A:3点 B:2点 C:1点) ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている b:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている 一:該当なし ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b:協議中 c:未協議		
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ② a:提出済 b:提出予定 c:未提出		
	維持管理体制		 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整 		
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援(検討) 体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置 -:該当なし		
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関係 A:該当あり -:該当なし	系で緊急性が高い	

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(8-1)農村地域防災減災事業(農村地域防災減災事業、震災対策農業水利施設整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意 が得られていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとと もに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)と の調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表 (8-1)農村地域防災減災事業(農村地域防災減災事業、震災対策農業水利施設整備事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効 率 性		済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると 認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等 ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該当なし	
有 食料の 農業生産性の 労働生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり 安 定 供 維持・向上 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節 に係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く ①一般地域、②中山間地域		・ 向上による効果額 ・ 費節減効果+維持管理費節減効果+営農		
			①水田主体地区:130千円/ha以上 畑主体地区:70千円/ha以上 ②水田主体地区:47千円/ha以上 畑主体地区:33千円/ha以上	①水田主体地区 : 130千円/ha未満 畑主体地区 : 70千円/ha未満 ②水田主体地区 : 47千円/ha未満 畑主体地区 : 33千円/ha未満
		望ましい農業 構造の確立	○認定農業者の割合(総農家当たり)総農家数当たりの認定農業者の割合(=関係市町村の認定農業者数の計(人)/	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農地の確保・有効利用	面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付 ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作	可作付率(%)-現況作付率(%)物・牧草の作付面積を除いて算定る水田主体地区は、耕地利用率を本地
			び特別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント16%未満

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
有 農業の		1·年)			
			畑主体地区 : 410千円/ha以上	①水田主体地区 : 310千円/ha未満 畑主体地区 : 410千円/ha未満 ②水田主体地区 : 470千円/ha未満 畑主体地区 : 240千円/ha未満	
振興 境の整備 災害防止効果額(一般資) = 災害防止効果(一般関係) 【注;効果項目は年効果(①一般地域、②中山間地域 (①150千円/ha・年)			○災害防止効果額(一般資産+公共資産)(受益面積当たり) 災害防止効果額(一般資産+公共資産)(千円/ha・年) =災害防止効果(一般関係)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①一般地域、②中山間地域		
		①150千円/ha·年以上 ②240千円/ha·年以上	①150千円/ha・年未満 ②240千円/ha・年未満		
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積受益面積当たり他産業への経済波及效 = 農業生産増加粗収益額(千円)/受益列和)※農業生産増加粗収益額とは、計画粗切金額とは、計画粗切金額とは、計画相切のでは、	I果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の	
			①水田主体地区:89千円/ha·年以上畑主体地区:500千円/ha·年以上②水田主体地区:2.8千円/ha·年以上畑主体地区:300千円/ha·年以上	②水田主体地区:2.8千円/ha未満	
		環境機能の維 持・増進	受益面積当たり環境関連効果額(千円 =(景観・環境保全効果)(千円)/受益面和		
			41千円/ha以上	41千円/ha未満	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	環配慮へ	生態系	負担及びモニタリング体制等の調整状について、評価点(a:3点、b:2点A:10点以上、B:7~9点、C:6点(4指標のうち1指標が「一」の場合は4点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は以下) ①a:行っている b:検討中 c:プa:踏まえている b:検討中 c:プa:図っている b:検討中 c:プ	系配慮 住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、c:1点)の合計値により判断。 以下 、A:8点以上、B:5~7点、C:
		景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観: ③景観に配慮した計画について、地域住: ④景観の保全を目的とした維持管理、費用について、評価点(a:3点、b:2点A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「ー」の場合は4点以下) (4指標のうち2指標が「ー」の場合は以下) ① a:行っている b:検討中 c:2a:踏まえている b:検討中 c:3a:図っている b:検討中 c:1	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、c:1点)の合計値により判断。 、A:8点以上、B:5~7点、C: 、A:6点、B:4~5点、C:3点 行っていない 踏まえていない
	関係計画との連携		①都道府県等における防災計画等に位置 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広 振興等総合振興対策に基づく地域別振 農業振興地域整備計画、いずれかに位 ③事業実施地区が公害防止計画区域、特 域指定がなされていること について、評価点(a:3点、b:2点 イ:7点以上、B:4~6点、C:3点 (3指標のうち1指標が「一」の場合は 以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は 以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は ②a:図られている b:図られる見 ②a:図られている b:指定される見	域農業農村整備促進計画、中山間地域 興アクションプラン、市町村が定める 置づけられていること 殊土壌地域等の各種法令、条例等で地 、 c: 1点)の合計値により判断。 以下 、 A: 6点、B: 4~5点、C: 3点 、 A: 3点、B: 2点、C: 1点) 記込みがある c: 図られていない 記込みがある c: 図られていない
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)が合意に ②施設所有者、文化財管理者等関係者、 な協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3 ① a:協議了 b:協議中 c:未 ② a:協議了 b:多くが協議中 c:多	道路管理者、漁協等との着工前に重要 、 c : 1 点) の合計値により判断。 、 - : 該当なし 点、B: 2 点、C: 1 点) 協議 - : 該当なし

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	大 中項目 小項目		A	В	
事業の実施環等			①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケーション等)の事前了解 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「ー」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 -:該当なし ② a:協議了 b:協議中 c:未協議 -:該当なし		
地元合意 ①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計A:6点、B:4~5点、C:3点以下(①が「一」の場合、A:3点、B:2点、C:1点)①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られているb:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られているc:未同意;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られて:該当なし;地元同意を要しない②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済b:協議中c:未協議		に対する関係市町村の議会の同意 、 c : 1 点)の合計値により判断。 点、C : 1 点) 定)での同意状況 得られている が得られている 「意向」同意は得られている での同意状況			
	事業推進	体制	①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出	、 c : 1 点)の合計値により判断。	
#持管理体制 ①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点) A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:合意済 b:調整中 c:未調整 ② a:合意済 b:調整中 c:未調整		、 c : 1 点)の合計値により判断。			
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含め 体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置		
影響 ②事業の との共身 ③公共抗 災害発生 につい			①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能②事業の対象施設として基幹土地改良だとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設(学校、事発生時に地域社会への影響(ラインについて、該当する項目の数により判しA:3項目、B:2項目、C:1項目、	施設(ダム、頭首工)やライフライン 交や医療機関等)が地区内に存在し、 フラインや交通等)が想定される。 断。	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害が 一:該当なし	複数年発生 C:被害が発生	

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

^{※※}地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。